

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都 道 府 県 名 : 佐賀県

農 業 委 員 会 名 : 小城市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,025ha	181.9ha	4.5%
課 題	・管内の遊休農地は、みかんや米の価格下落により、中山間部の営農条件が悪く農業経営の採算がとれなくなったほ場に多く発生しており、平坦部の条件がよいほ場にはほとんど発生していない状況にある。農業従事者の高齢化などで、中山間部では新たな遊休農地の発生が懸念される中、再生利用を図るのも難しい状況である。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積		1.0ha		
		目標案設定の考え方		・H20年度より取組んでいる耕作放棄地再生事業での解消実績を参考に目標を設定した。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月		30人	12月～1月	
		調査方法	・重点地域の設定や地区担当の農業委員を定める。 ・農地情報システムを活用し、目視等による利用状況の確認を行う。			
		遊休農地への指導				
		実施時期:随時 重点期間:10月～2月				

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積		1.0ha	
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～11月		30人	12月～1月
		調査方法	・重点地域の設定や地区担当の農業委員を定める。 ・農地情報システムを活用し、目視等による利用状況の確認を行う。		
	遊休農地への指導		実施時期:随時 重点期間:10月～2月		

Ⅱ 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年1月現在)	農家数	1,813戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち担い手農家	725戸	274経営	法人	団体
	農業生産法人数	8法人			
課 題	・農産物価格が低迷傾向を続ける中、農業従事者の高齢化や兼業化が進んでおり、労働力不足になっている。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	1経営	法人	団体
	目標案設定の考え方	・毎年の新規認定は数件で、更新は約60経営体あり、ほぼ更新されているが、高齢化や担い手の兼業化により更新されない経営体もあるため現状維持の目標設定とした。	
活動計画案	・年間を通して、利用権設定時や農業者年金加入説明時に、認定農業者の推進を行い、更新対象者には更新案内を行う。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	1経営	法人	団体
活動計画	・年間を通して、利用権設定時や農業者年金加入説明時に、認定農業者の推進を行い、更新対象者には更新案内を行う。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,025ha	2,703ha	67.1%
課 題	・作業受委託面積まで含めると、管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているので、農地情報システム等を活用し、利用権の交換を推進し、認定農業者や集落営農組織への農地の面的集積を促進するなどして、農作業の効率化を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積	1.0ha
	目標案設定の考え方	・耕作放棄地再生事業の解消実績により目標を設定した。
活動計画案	・作業受委託面積まで含めると、管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているので、農地情報システム等を活用し、利用権の交換を推進し、認定農業者や集落営農組織への農地の面的集積を促進するなどして、農作業の効率化を図る。 ・農地のあっせん(売買・貸借)により、担い手への農地の面的集積を進める。 ・耕作放棄地再生事業により、担い手への農地の集積を進める。	

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	1.0ha
活動計画	・作業受委託面積まで含めると、管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているので、農地情報システム等を活用し、利用権の交換を推進し、認定農業者や集落営農組織への農地の面的集積を促進するなどして、農作業の効率化を図る。 ・農地のあっせん(売買・貸借)により、担い手への農地の面的集積を進める。 ・耕作放棄地再生事業により、担い手への農地の集積を進める。	

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	4,025ha	0ha	0.0%
課 題	・新たに違反転用を確認した場合は、状況をすみやかに把握し、解消していく必要があるが、農地法の改正により罰則が強化されたことなど、違反転用がおきないようにもっと周知徹底していく必要がある。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積	ha
	目標案設定の考え方	
活動計画案	・新たに違反転用を確認した場合は、状況をすみやかに把握し、解消していく。 ・農地の転用には許可が必要であることを、市報やHPを利用して周知徹底を図る。また、農業委員による随時巡回及び毎年10月～11月に実施する農地利用状況調査と合わせて農地パトロールを行う。	

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積	ha
活動計画	・新たに違反転用を確認した場合は、状況をすみやかに把握し、解消していく。 ・農地の転用には許可が必要であることを、市報やHPを利用して周知徹底を図る。また、農業委員による随時巡回及び毎年10月～11月に実施する農地利用状況調査と合わせて農地パトロールを行う。	

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。